

消除予定添加物名簿について

令和元年 7 月 29 日

1. 概要

既存添加物については、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定添加物名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに 124 品目を消除している。

この消除規定に基づく消除予定添加物名簿の公示に先立ち、流通実態調査¹で添加物としての流通実態が確認できない又は食品添加物の規格基準で成分規格が設定されていない既存添加物 196 品目について、平成 29 年から平成 30 年までに販売等の実態調査を行った結果、日本国内において流通実態が確認できなかった品目を収載対象として消除予定添加物名簿（案）を作成し、平成 30 年 10 月に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告した。

今般、別添のとおり消除予定添加物名簿を平成 31 年 2 月 28 日に公示したため報告する。

2. 消除予定添加物名簿

別添のとおり

3. 今後の作業

平成 31 年 2 月 28 日から令和元年 8 月 27 日まで消除予定添加物名簿に対する意見募集を行っており、当該意見募集の結果を踏まえ、令和 2 年 2 月 27 日までに既存添加物名簿の改正を行う。

また、販売等の流通実態が確認された既存添加物を販売等する営業者に対し、成分規格の設定等のため、成分分析等に必要となる検体（原体）の提供を依頼する。成分規格が設定されておらず、かつ検体（原体）の提供が得られない既存添加物については、流通実態を再度確認し、品目ごとに既存添加物名簿からの消除を改めて検討する。

¹ 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「食品添加物の安全性確保のための研究」

消除予定添加物名簿（平成 31 年厚生労働省告示第 45 号）

番号	名称
1	イタコン酸
2	魚鱗箔(魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。)
3	クーロー色素(ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。)
4	香辛料抽出物(チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。)
5	骨炭色素(骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。)
6	ゴマ柄灰抽出物(ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。)
7	シアナット色素(シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。)
8	フェリチン
9	ヘゴ・イチョウ抽出物(イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。)
10	レバン(枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。)